

基幹病院の基本的枠組みに関する協議会の経緯

- H30.01.18 第1回協議会
県から、統合にあたって整理すべき課題(資産・負債の取扱い、職員の身分取扱い、基幹病院の機能、関係市町村の役割及び負担等)についての県の考え方を説明。
- H30.02.07 第2回協議会
県から、基幹病院の収支シミュレーション及び基本合意書(案)のたたき台を説明。
- H30.05.01 第3回協議会
第1回及び第2回協議会で説明した県の考え方に対する関係者からの意見を聴取。北部地区医師会及び北部12市町村から、北部基幹病院の経営形態についても議論する必要があるとの意見あり。
- H30.08.29 第4回協議会
第3回協議会での関係者からの意見を踏まえ、県において北部基幹病院の経営システムについて論点毎に整理した内容を説明。
- H31.01.16 第5回協議会
北部地区医師会が北部基幹病院の経営システムについて、「設置主体は県及び北部12市町村、経営単位は北部単独、経営形態は新たに設立する財団による指定管理」とする案を提案。県及び北部12市町村は、次回協議会でそれぞれの考え方を表明する旨回答。
- H31.01.29 第6回協議会
県及び北部12市町村は、それぞれの考え方を表明せず。県から北部地区医師会の提案を踏まえた場合の合意書(案)を提示。
- R02.07.28 第7回協議会
北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書に署名を行い、合意が成立。